

法改正 情報

2026年度版 みんなが欲しかった！ 社労士合格のツボ 選択対策

11867

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
安衛	Part1 114 (38)	(1) 2～6 行目	あらかじめ、当該作業に従事する者が 熱中症 の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを A が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	あらかじめ、当該作業に従事する 作業従事者 が 熱中症 の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する 作業従事者 に熱中症が生じた疑いがあることを A が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する 作業従事者 に対し、当該体制を周知させなければならない。
		(2) 5行目	当該作業に従事する者に対し、	当該作業に従事する 作業従事者 に対し、
		選択肢③	当該作業に従事する他の者	当該作業に従事する他の 作業従事者
	Part1 115 (39)	解答A	③ 当該作業に従事する他の者	③ 当該作業に従事する他の作業従事者
健保	Part2 22 (22)	(2) 1行目	の指定は、指定の日から起算して	の指定は、原則として*、指定の日から起算して

※ 都道府県知事は、医療法の規定により外来医師過多区域において診療所（病床を有しないものに限る。）を開設しようとする者に対して、一定の場合には、地域において特に必要とされる外来医療（地域外来医療）の提供に係る要請等をすることができるが、その者がこれに応じなかつた場合等においては、厚生労働大臣は、保険医療機関の指定を行うに当たつて、3年以内の期限を付することができる。

以上